

【少子化対策の基本戦略】

我々は、現在が少子化問題の危機的な状況を打開する最後の機会であるという認識のもと、以下の事項を少子化対策に係る基本戦略と位置付ける。

1 最重要課題と位置づけた挙国一致での取組の強化

少子化対策を長期的に取り組むべき重点的な政策課題として位置づけ、わかりやすい政策目標を設定し、国民・県民に対して目標設定の考え方を丁寧に説明すること。そのうえで、住民が「安心して結婚し、妊娠・出産・子育てができる」と期待を持てるよう、税制の検討を含めできうる限りの取組を進めること。

また、個人の選択・意思を尊重しつつ、結婚や子育ての価値を広く啓発するポジティブ・キャンペーンを展開するとともに、省庁の垣根を越え一丸となり、総力を結集し包括的な少子化対策に国策として取り組むこと。

2 未来への投資としての必要な財源の確実な確保

消費増税は、収入の少ない若い子育て世代を直撃するが、先進諸国と比較して、我が国の社会保障の再配分機能が高齢世代への移転に偏り、子育て支援などに振り向けられる政府支出はGDP比1%にも満たないなど、著しく低い水準にある。

社会保障の充実と安定化を目的に、さらなる消費税率の引き上げが予定されている今この時こそ、未来への投資として少子化対策に十分な財源を投入し、若い世代が将来に希望の持てる施策を推進すること。

3 子育ての経済的負担の大胆な軽減

夫婦が、希望する人数の子どもを産み育てられない、最大の要因である経済的な負担感を解消し、希望するだけ子どもを産み育てることを強力に後押しするため、医療、保育、教育といった子育てに係る総合的な財政支援を大胆に拡充するなど、特に若い世代に対する、経済的負担の軽減を図ること。

4 地域の実情とライフステージに応じた総合的な対策の支援

少子化の要因や課題は地域ごとに異なるため、地方の実情に即した様々な地方独自の施策に対する支援の拡充を図るとともに、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージに応じた総合的な対策を講じること。

5 仕事と育児を両立できる環境整備の促進

労働力人口減少への対策として、仕事と育児の両立ができるよう、育児休業期間の拡大や女性の就労支援などの支援策を拡充するとともに、子育て支援に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の拡充など大胆な支援策を講じること。

【最重点での取組を求めるもの】

基本戦略を踏まえ、包括的な少子化対策に国策として取り組むため、国においては、下記事項に迅速かつ着実に取り組んでいただくよう提言する。とりわけ、次の事項については、喫緊の課題として、最重点に取り組んでいただくよう、強く要望する。

1 新制度における「量的拡大」と「質の改善」のための財源確保

子ども・子育て支援新制度をよりよいものとするため、新制度への移行に当たっては、地域の声を十分に聞いていただくとともに、新制度における「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であることから、「量的拡充」だけでなく地方が望む「質の改善」を実現するために必要な1兆円超の追加財源を確保すること。

2 地域少子化対策強化交付金の拡充

出会い・結婚から妊娠・出産、育児まで、安心して子どもを産み育てることが出来る地域社会の実現に向けて、とりわけ、出会いの場づくりなど地方の現場が地域の実情に応じて実施するため、「少子化対策」を持続的に推進できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続的な事業として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

【現場での実践活動から改善を求めるもの】

I 子育て環境の整備及び支援策の充実

1 保育士や幼稚園教諭、児童養護施設に勤務する職員の安定的な確保及び質の向上を図るため、恒久的な処遇改善策を講じるとともに、現場実態を踏まえた配置基準の引き上げを実施すること。

また、学校法人が運営する保育所等に勤務する職員の退職手当について、幼稚園に勤務する職員と同じ制度を適用又は新たな制度を確立し、必要な財源を確保すること。

2 保育所運営費の算定に当たって、看護師と保育士の任用単価差を考慮し、運営費の加算、看護師に准看護師を含める等の措置を講じること。

3 平成26年度限りとされている「安心こども基金」による保育施設整備への支援について、平成27年度以降の保育環境整備のための支援策の内容を早急に明らかにすると共に、安定的な財源を措置すること。

4 過疎地域ならではの子育て支援施策を安定して実施することができるよう、子ども・子育て支援新制度における特例制度の創設又は補助要件の緩和・補助基準の拡充を行うこと。

5 人口減少地域において、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブを小規模保育事業等と併設する場合について、職員の配置基準や利用児童数の下限等要件の緩和を行うなど、実施主体が取り組みやすい補助制度とすること。

6 病児・病後児保育事業を一層推進するため、国庫補助基準額のさらなる引き上げを図るとともに、実施要件を緩和し、実施主体が取り組みやすい制度とするよう改善すること。

II 子育ての経済的負担の軽減

7 子育て家庭に対する経済的負担軽減については、保育所・幼稚園から高校まで、一貫した負担軽減制度を創設すること。

8 子育てを支える環境づくりのために、子ども、障がい者、母子家庭等への医療費助成について、国において助成制度を創設すること。また、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止すること。

III 出産・妊娠に関する支援策の充実

9 思春期からのライフプラン教育を行うなかで、親子や友人、あるいは地域との関係の在り方などを含めた多様な家族観や、妊娠・出産の時期、中絶による母体への影響などの医学的な知識についても学べるように配慮すること。

10 希望する誰もが安心して不妊治療を受けることができるよう、不妊治療に対する研究推進及び有効な治療法に対する助成制度を充実するとともに医療保険適用を含めた制度設計を引き続き検討すること。また、不育症の検査・治療の研究を推進し、支援策の充実を図ること。

IV 仕事と子育ての両立に向けた支援策の充実

11 女性の潜在的労働力の活用は、経済の活性化に必要であるとともに、女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係もあることから、子育てしやすい職場環境づくりや女性の就業継続・再就職支援、男性の家事・育児参加、待機児童対策等の取組を推進し、女性の活躍促進に向けた総合的な施策の充実を図ること。

また、仕事と家庭の両立にむけた企業の取組を促進するための施策を充実すること。

平成26年5月31日

子育て同盟11県知事